

令和3年度 国民健康保険税について

○納税義務者は世帯主です

国民健康保険税（国保税）は、原則として世帯主に課税されます。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、家族の方が加入していれば、納税義務者は世帯主になります。そのため、納税通知書は世帯主あてに送付されます。

○国保税の納期について

普通徴収の納期は、7月から翌年3月までの**年9回**です。

第1期 8月2日	第2期 8月31日	第3期 9月30日	第4期 11月1日	第5期 11月30日
第6期 12月27日	第7期 1月31日	第8期 2月28日	第9期 3月31日	納期限は 守りましょう！

※納期限を過ぎると、督促状が発付され、延滞金が加算される場合があります。

○後期高齢者支援金分について

*年度の途中で75歳に達する方は、後期高齢者医療保険になります。75歳になる月の前月分まで月割により課税されます（あらかじめ月割により計算して納税通知書をお送りしています）。

○介護納付金分について

*年度の途中で40歳に達する方は、その月から月割により課税されます。
（その時に改めて納税通知書をお送りします）

*年度の途中で65歳に達する方は、65歳になる月の前月分まで月割により課税されます。
（あらかじめ月割により計算して納税通知書をお送りしています）

○こんなときはすぐに届出を！

次のような場合には、**14日以内**に届出をしてください。

国民健康保険に加入するとき	国民健康保険を脱退するとき
他市区町村から転入してきたとき	他市区町村へ転出するとき
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険に加入したとき
子どもが生まれたとき	世帯内で亡くなった人がいるとき
生活保護を受けなくなったとき	生活保護を受けるようになったとき

○転入して国民健康保険に加入した方は

転入した方の所得割額（裏面参照）を算出するため、前年中の所得額を前住所地に照会します。所得額が不明の場合、均等割額及び平等割額のみでの課税となります。

照会の結果、税額に変更が生じる場合は、後日あらためて通知します。

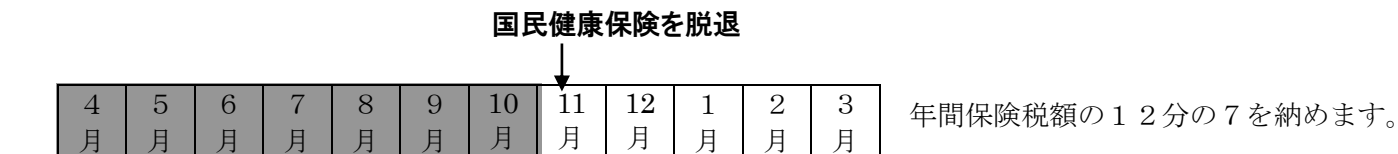
○年度途中で国民健康保険に加入・脱退した方は（月割課税）

年度の途中で、転入、転出、出産など加入状況に変更があった場合は、保険税は月割で計算します。年度の途中で加入した場合は加入した月から、脱退した場合は脱退した前月まで月割で計算し課税されます。**加入手続きが遅れると、最高で3年間さかのぼっての課税となりますのでご注意ください。**

※年度の途中で国民健康保険に加入・・・たとえば10月15日に加入した場合



※年度の途中で国民健康保険をやめた・・・たとえば11月15日に国民健康保険を脱退した場合



○納付方法について

下記の金融機関等で納付してください。

- *あぶくま信用金庫 本・支店
- *福島さくら農業協同組合 本・支店
- *東邦銀行 本・支店
- *福島銀行 本・支店
- *広野町役場 出納室
- *いわき信用組合 本・支店
- *大東銀行 本・支店
- *東北6県のゆうちょ銀行・郵便局
- *指定のコンビニエンスストア

○納税には口座振替をご利用下さい！

便利で確実な口座振替による納付をお勧めいたします。期別ごとに金融機関へ出向く必要がなく、また一度手続きをすれば、解約するまで自動的に引き落としされます。（納期前には残高をご確認下さい）

○国保税を滞納しつづけると

国民健康保険は加入者の皆さんの保険税で支えられています。督促や納付相談などにも応じない場合、次のような取扱いになります。

- ア **保険証を返還**してもらいます。
災害など特別な事情がないのに国保税を1年以上滞納した世帯は保険証を返還してもらいます。
- イ 保険証に変えて『**被保険者資格証明書**』を交付します。
この場合、病院などで受診した際、窓口では医療費の全額（10割）が自己負担となり、あとで町へ申請して、保険給付分（7割）の払戻しを受けることになります。
- ウ **滞納処分**が執行されます
督促状にも催告書にも反応がなく、納付相談にも応じて頂けない場合は、財産調査のうえ、差押などの滞納処分が執行されます。納付が困難な場合は、お早めにご相談下さい。

○国民健康保険税の減免について

国の財政支援により国民健康保険税の減免を実施しています。東日本大震災から10年以上が経過し、令和4年度国民健康保険税減免実施のための国の財政支援を受けることが厳しい状況にあります。国に対して、引き続き、国民健康保険税減免継続を強く要望いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○令和3年度国保税計算方法

税額の計算は世帯単位で行います。

◆医療分 課税の限度額は63万円です。

所得割額・・・(前年中の所得金額－基礎控除43万円) × 8.42%
均等割額・・・(国民健康保険加入者数) × 29,000円
平等割額・・・(一世帯につき) × 20,400円

◆支援分 課税の限度額は19万円です。

所得割額・・・(前年中の所得金額－基礎控除43万円) × 2.59%
均等割額・・・(国民健康保険加入者数) × 8,900円
平等割額・・・(一世帯につき) × 6,300円

◆介護分 課税の限度額は17万円です。

所得割額・・・(前年中の所得金額－基礎控除43万円) × 3.84%
均等割額・・・(40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者数) × 13,900円
平等割額・・・(一世帯につき) × 7,000円

◆所得割額の算定方法

住民税の計算上採用されている扶養控除、生命保険料控除などの諸控除はありません。
また、擬制世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主のこと)の所得は含みません。

◆国保税の課税額

世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合は、医療分と支援分と介護分の合計が保険税額となります。40歳以上65歳未満の被保険者がいない場合は、医療分と支援分の合計が保険税額となります。

◆国保税の軽減

国民健康保険被保険者、世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)、特定同一世帯所属者の所得の合計が一定額以下の場合には、以下の割合で均等割と平等割が軽減されます。

世帯の合計総所得金額等が

- | | |
|--|------|
| ① 43万円+ {10万円× (給与所得者等の数-1)} 以下の場合 | 7割軽減 |
| ② 43万円+ (28万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)
+ {10万円× (給与所得者等の数-1)} 以下の場合 | 5割軽減 |
| ③ 43万円+ (52万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)
+ {10万円× (給与所得者等の数-1)} 以下の場合 | 2割軽減 |

※特定同一世帯所属者とは、75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者の資格を喪失した方で、資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する方をいいます。

※その年の1月1日現在で65歳以上の公的年金受給者については、公的年金にかかる雑所得から15万円を差し引いた金額で軽減を判定しています。

※給与所得者等とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)及び公的年金等の支給を受ける方(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方、65歳以上:公的年金等の収入が110万円を超える方)を指します。

※専従者給与は事業主の事業所得に繰り戻されます。

※土地建物等の譲渡所得には、特別控除が適用されません。

◆国保税の計算例

【例】世帯主(50歳)・・・営業所得183万円
妻(48歳)・・・事業専従者給与額86万円(所得額として31万円)
父(74歳)・・・年金収入額200万円(所得額として90万円)
子(20歳)・・・無職(学生)

医療分の計算例 (計算対象:世帯主・妻・父・子の計4名)

所得割額	世帯主	1,830,000円 - 430,000円 = 1,400,000円	
		1,400,000円 × 8.42% = 117,880円	-①
	妻	310,000円 - 430,000円 = 0円	
	父	900,000円 - 430,000円 = 470,000円	
		470,000円 × 8.42% = 39,574円	-②
	子	0円	
均等割額		29,000円 × 4人 = 116,000円	-③
平等割額		20,400円	-④
課税額		①+②+③+④=293,854円	
		100円未満の端数切捨て	293,800円(A)

支援分の計算例 (計算対象:世帯主・妻・父・子の計4名)

所得割額	世帯主	1,830,000円 - 430,000円 = 1,400,000円	
		1,400,000円 × 2.59% = 36,260円	-①
	妻	310,000円 - 430,000円 = 0円	
	父	900,000円 - 430,000円 = 470,000円	
		470,000円 × 2.59% = 12,173円	-②
	子	0円	
均等割額		8,900円 × 4人 = 35,600円	-③
平等割額		6,300円	-④
課税額		①+②+③+④=90,333円	
		100円未満の端数切捨て	90,300円(B)

介護分の計算例 (計算対象:世帯主・妻の計2名)

所得割額	世帯主	1,830,000円 - 430,000円 = 1,400,000円	
		1,400,000円 × 3.84% = 53,760円	-①
	妻	310,000円 - 430,000円 = 0円	
均等割額		13,900円 × 2人 = 27,800円	-②
平等割額		7,000円	-③
課税額		①+②+③=88,560円	
		100円未満の端数切捨て	88,500円(C)

※1年間の税額は(A)+(B)+(C)=472,600円

年の途中で国民健康保険加入、脱退があれば月割課税となります。

お問い合わせ先

広野町役場町民税務課 電話0240-27-4160